

土井たか子と女性政策
——日本社会党委員長への道：1969～1986 年——

DOI Takako and Gender Policies
The path in becoming chairperson of the Japan Socialist Party, 1969-1986

松本浩延
京都女子大学ジェンダー教育研究所

目次

はじめに

1. 課題の設定
2. 初当選から勤労婦人福祉法制定へ
3. 「国際婦人年」と「国連婦人の10年」のはじまり
4. 女子差別撤廃条約の批准へ

おわりに

はじめに

本稿¹は、土井たか子²が社会党委員長への就任に至る経緯や、政党政治家としての土井の政治資源を検討するうえで、女性政策への取り組みが重要な役割を果たしていたことを実証的に論じるものである。

1980年に日本政府が「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下本稿では「女子差別撤廃条約」)へ署名した後、条約批准にあたって諸国内法の改正が俎上に載せられていくなかで、土井が国籍法改正、家庭科の男女必修化、男女雇用機会均等法の制定に果たした役割についてはこれまでも指摘されているものの、政党政治家としての具体的な活動内容についてまで踏み込んで論じられることは少なかった。本稿では、土井が衆議院議員に初当選した1969年以降の衆議院における土井の質疑を網羅的に分析しつつ、質疑に対する政府側答弁、またそれらのメディアでの報じ

¹ 本研究はJSPS科研費 JP21K13239の助成を受けたものです。また、京都女子大学令和7年度学長裁量提案型プロジェクトの補助を受けたものです。なお、筆者も研究会の一員である京都女子大学ジェンダー教育研究所土井たか子研究会の大木直子氏、竹安栄子氏、古久保さくら氏、三浦まり氏〈五十音順〉からも折に触れて助言や示唆を得たほか、研究所の活動からも刺激を得た。研究会・研究所の関係者に対し、記して感謝申し上げます。

² 土井たか子(1928～2014)。1969～2005年まで衆議院議員(旧兵庫2区、兵庫7区、比例近畿ブロック)。第10代日本社会党中央執行委員長(1986～1991)、第2代社会民主党党首(1996～2003)。1993～1996年には衆議院議長(第68代)。

られ方も視野に入れながら、土井の活動や言説の実相を明らかにしたい。

結論を先取りすれば、女子差別撤廃条約への署名以前にあたる当選1期目から、土井は一貫して女性政策に取り組んでいたことがわかる。1972年には、司法界とりわけ裁判官の任官にからんだ男女間に存在する不平等について指摘していたほか、男女雇用機会均等法の前身である勤労婦人福祉法の制定にあたっての質疑にも熱心に取り組んでいた。

後年の質疑では、性別役割分業への問題意識を表明しつつ、教科用図書検定調査審議会の委員構成における女性の過少代表を指摘していたし、労働者として採用される際に存在していた女性差別やそれに対する法整備の必要性に言及するなど、政府へ課題を提示しつつ世論の喚起を行っていたのである。

さらに質疑では、政府委員（労働省婦人少年局長）として政府側答弁に立つ高橋展子³、高橋久子⁴、赤松良子⁵といった労働省の女性官僚から答弁を引き出していた点も分析する。前述のとおり、女子差別撤廃条約の署名以降、批准に向けた国内法の改正が国会でも焦点となっていく。こうした状況下、女性政治家（土井）と女性官僚（労働省）という、女性政策の推進を企図する政官のあいだで一種の「連携」が生じていたことも明らかにする。

使用した史資料であるが、国会会議録については「国会会議録検索システム」⁶を積極的に活用し、PDF版を参照している。また、引用している新聞記事については、各新聞社のデータベース（朝日新聞クロスサーチ、ヨミダス、毎索）を使用した。なお、引用文中において、筆者が必要に応じて補った語句については〔〕で記している。

1. 課題の設定

本章では、日本社会党委員長就任にいたるまで、政党政治家としての土井たか子にとって女性政策がいかなる意義をもっていたかについて検討したい。まず、土井が日本社会党委員長に就任する前後の政治史を概観する。

1955年の日本社会党の再統一と自由民主党の誕生によって55年体制が確立し始めた当初、55年体制は（社会党の伸長を前提とした）自社両党による二大政党制として理解されていた。しかしながら、1960年代に進んだ野党の多党化現象（民社党・公明党の誕生、共産党の党勢回復）や社会党の党勢停滞を受けて、55年体制はその意味を「自民党

³ 高橋展子（1916～1990）。1947年労働省入省。1980年、デンマーク駐箚特命全権大使。同年7月にはコペンハーゲンで開催された「国際婦人の10年」中間年世界会議の日本側首席代表として、女子差別撤廃条約に署名。

⁴ 高橋久子（1927～2013）。1953年労働省入省。1994年に最高裁判事。

⁵ 赤松良子（1929～2024）。1953年労働省入省。1984年7月、婦人少年局が婦人局に改組され初代局長に就任。細川護熙、羽田孜政権で文部大臣。2003年、旭日大綬章受章（扇千景〔林寛子〕と同時受賞）。

⁶ <https://kokkai.ndl.go.jp/>（最終閲覧日：2026年1月5日）

長期政権」と「(万年)野党第1党社会党」へと変化させていく⁷。一方で、与党自民党と野党全体の議席数は接近しており、いわゆる与野党(保革)伯仲国会が展開する。1970年代には高度成長の終焉や「政治とカネ」問題への不満、自民党内の対立もあいまって、政権基盤・政党政治ともに脆弱かつ不安定な状態が続いていたといえよう。

他方、1980年代に入り長期政権となった中曽根政権下で行われた1986年の衆参同日選挙は、自民党の大勝・社会党の大敗という結果となり、55年体制下で長期にわたっていた自民党の得票率・議席数の漸減傾向が反転したという意味で、同時代には「55年体制の解体」や「86年体制」が語られていたのである。

このように、社会党が「解党的出直し」⁸を迫られた1986年9月、女性として初めて社会党委員長に就任したのが土井たか子であった。「86年体制」が語られた委員長就任のわずか3年後の参院選では、土井の率いる社会党は大勝(「おたかさんブーム」「マドンナ旋風」)し、自民党は参議院で単独過半数を割り込むこととなる。翌1990年の総選挙でも土井委員長のもとで社会党は議席数を回復したものの、1993年総選挙では大敗(山花貞夫委員長)することとなる。同選挙では、自民党の分裂・単独過半数割れ、日本新党をはじめとした新党の台頭により、非自民・非共産連立政権である細川護熙内閣が発足したことで自民党は下野、55年体制は崩壊することとなる。社会党は連立与党として細川内閣に参加する一方、土井は女性初の衆議院議長に就任し、土井衆院議長のもと、衆議院で諸政治改革が実現し、1990年代の政界再編が展開・加速していくのである。

以上のような土井の政治的足跡をふまえたとき、土井に対する本研究は日本社会党、野党政治家論、政界再編、女性政治家という4つの研究動向の延長上に位置づけられる。第1に、福永文夫氏、中北浩爾氏、原彬久氏、新川敏光氏、五十嵐仁氏、森裕城氏、岡田一郎氏、濱砂孝弘氏らによって進められてきた社会党研究⁹の中に位置づけられる。くわえて、五百旗頭薫氏、奈良岡聰智氏、武田知己氏、佐藤信氏らによって進められてきた野党指導者論¹⁰の分野や、大嶽秀夫氏、薬師寺克行氏、山本健太郎氏らによって進

⁷ 季武嘉也、武田知己編『日本政党史』(吉川弘文館、2011年)。

⁸ 「社説 社会党出直しに必要なこと」(『朝日新聞』1986年7月15日朝刊)。

⁹ 福永文夫『占領下中道政権の形成と崩壊 GHQ民政局と日本社会党』(岩波書店、1997年)、中北浩爾『経済復興と戦後政治—日本社会党 1945-1951年』(東京大学出版会、1998年)、同『一九五五年体制の成立』(東京大学出版会、2002年)、五十嵐仁『政党政治と労働組合運動：戦後日本の到達点と二十一世紀への課題』(御茶の水書房、1998年)、新川敏光『戦後日本政治と社会民主主義：社会党・総評ブロックの興亡』(法律文化社、1999年)、原彬久『戦後史のなかの日本社会党』(中央公論新社、2000年)、森裕城『日本社会党の研究：路線転換の政治過程』(木鐸社、2001年)、山口二郎、石川真澄編『日本社会党・戦後革新の思想と行動』(日本経済評論社、2003年)、岡田一郎著『日本社会党—その組織と衰亡の歴史』(新時代社、2005年)、濱砂孝弘『安保改定と政党政治 岸信介と「独立の完成」』(吉川弘文館、2024年)。

¹⁰ 五百旗頭薫『大隈重信と政党政治：複数政党制の起源明治十四年-大正三年』(東京大学出版会、2003年)、奈良岡聰智『加藤高明と政党政治：二大政党制への道』(山川出版

められてきた政界再編の研究¹¹の中にも位置づけられよう。

さらに、女性政治家に対する研究である。土井が初当選した1969年、同じく総選挙で当選した女性議員の数は土井を含めて8名であった（定数486）。日本社会党、野党政治家であったことはもちろんのこと、同時代から土井を最も明瞭に特徴づける要素が女性政治家であったことは論を俟たない。他方、国内では市川房枝に対する研究¹²は例外的に存在するものの、女性政治家に対する研究はまだ極めて少ないといえる。後述する先行研究においても、日本政治における女性の過少代表やジェンダーギャップの存在については、繰り返し指摘されているとおりである¹³。

土井個人に対する研究については、いくつかの評伝や研究を除いて¹⁴本格的な研究は数少ない。国籍法改正への取り組みや女子差別撤廃条約批准への貢献について、あるいは公害問題や消費者問題を通じたFeminist politicsへの指摘はあるものの、特に委員長就任以前の具体的な議員としての活動は体系的に論じられていない。さらに、土井が社会党委員長に至る経緯や要因についても、実証的にはほとんど明らかになっていないのである。

ただし、土井が委員長に至るまでの間、議員外交¹⁵や憲法問題に積極的に取り組んでいたことはよく知られている。韓国の野党政治家であった金大中との交流についてはたびたび指摘されている。日韓基本条約への反対運動と不承認宣言をおこない¹⁶、1974年にも朝鮮労働党とのあいだで共同声明を発出¹⁷していた社会党にとって、韓国

社、2006年）、武田知己『重光葵と戦後政治』（吉川弘文館、2002年）、佐藤信『鈴木茂三郎 1893-1970：統一日本社会党初代委員長の生涯』（藤原書店、2011年）。

¹¹ 山本健太郎『政党間移動と政党システム：日本における「政界再編」の研究』（木鐸社、2010年）、薬師寺克行『現代日本政治史』（有斐閣、2014年）、大嶽秀夫『平成政治史』（筑摩書房、2020年）。

¹² 進藤久美子『闘うフェミニスト政治家 市川房枝』（岩波書店、2018年）、村井良太『市川房枝 後退を阻止して前進』（ミネルヴァ書房、2021年）。

¹³ 前田健太郎『女性のいない民主主義』（岩波書店、2019年）、三浦まり『さらば、男性政治』（岩波書店、2023年）。

¹⁴ 評伝として大下英治『小説 土井たか子』（社会思想社、1995年）。岩本美砂子『百合子とたか子 女性政治リーダーの運命』（岩波書店、2021年）、国正武重『日本政治の一証言—社会党と土井たか子の時代』（ArsLonga、2021年）。論文としてLinda L. Johnson, The feminist politics of Takako Doi and the social democratic party of Japan, Women's Studies International Forum, Volume 15, Issue 3, 1992, Pages 385-395, ISSN 0277-5395, [https://doi.org/10.1016/0277-5395\(92\)90006-H](https://doi.org/10.1016/0277-5395(92)90006-H).（最終閲覧日：2026年1月5日）

¹⁵ 土井の議員外交の実相については別稿で論じることとしたい。

¹⁶ 「日韓条約不承認宣言」（日本社会党結党四十周年記念出版刊行委員会編『資料日本社会党四十年史』日本社会党中央本部、1985年、769～770頁）。

¹⁷ 「日本社会党第四次訪朝団と朝鮮労働党との共同声明（1974年9月12日）」（同『資料日本社会党四十年史』、1042～1045頁）。

国内の民主派との交流は必ずしも主流ではなかった。この点でも土井は党内で独特の立場にいたといえよう。さらに、対米関係の窓口となる「日米交流委員会」の初代委員長に就任するなど、委員長就任以前に社会党内で「数少ない知米派の一人」¹⁸と目されていたことも重要である。「労組体質が強く閉鎖的な社会党にとってユニークな存在」¹⁹と称された土井の特徴に、外交問題への取り組みから想起される国際性があったことは確かであろう。国内政策、外交問題双方への取り組みが、土井の存在をユニークにしていたのである。

そこで本稿では、土井の国内政策とりわけ女性政策²⁰に対する取り組みについて、国会における質疑²¹を中心に分析することで、その実相を体系的に明らかにしたい。質疑の重要性についてであるが、野党議員が政策形成に影響を及ぼすことができる手段という観点で重要である。政府提出法案（閣法）²²の形成過程に深く関与することが困難である点で、与野党議員の間には政策形成過程における影響力に非対称性があることはいうまでもない。この意味で、閣法が国会に提出された後、質疑において問題点を指摘し修正を迫る、あるいは代案を提示することが、野党議員にとっての閣法への影響力行使の重要な手段なのである²³。

また、野党議員の国会での質疑²⁴は、法案に直接の影響を与えない場合でも、少なくとも3方向へのアピールにつながると筆者は考えている。すなわち第1に世論、第2に支持層、第3に政府である。

¹⁸ 『毎日新聞』1984年4月25日朝刊。

¹⁹ 「ひと＝土井たか子」（『毎日新聞』1983年9月8日東京朝刊）。

²⁰ 日本における女性政策の展開については、横山文野『戦後日本の女性政策』（勁草書房、2002年）、堀江孝司『現代政治と女性政策』（勁草書房、2005年）、坂東真理子『日本の女性政策——男女共同参画社会と少子化対策のゆくえ——』（ミネルヴァ書房、2009年）を参照した。

²¹ 国会の制度や慣行については、増山幹高『議会制度と日本政治：議事運営の計量政治学』（木鐸社、2003年）、川人貞史『日本の国会制度と政党政治』（東京大学出版会、2005年）、福元健太郎『立法の制度と過程』（木鐸社、2007年）、向大野新治『議学会学〔増補普及版〕』（吉田書店、2024年）を参照した。

²² 日本経済新聞社の調査によると第1回国会（1947年）～第204回国会（2021年）までに提出された閣法は1万187本であり、うち成立9063本（89%）が成立している。他方で、議員立法である衆法および参法は6125本が提出され、うち成立したものは1741本（28%）である。「政府の法案、9割成立 議員立法は3割どまり」（『日本経済新聞』2021年11月17日 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA12B660S1A810C2000000/>、最終閲覧日：2026年1月5日）。

²³ 質疑と同様に、野党議員にとっての重要なツール・役割に質問主意書の提出がある。土井が質問主意書をどのように活用していたかについては別稿で論じたい。

²⁴ 吉田徹編著『野党とは何か：組織改革と政権交代の比較政治』（ミネルヴァ書房、2015年）、同『「野党」論—何のためにあるのか』（ちくま新書、2016年）に示唆を受けた。野党政治家の政治指導については拙稿「浅沼稻次郎の政治指導（1）——1955～1960年——」（『同志社法学』70(1)、43-89頁、2018年5月）、同「浅沼稻次郎の政治指導（2・完）——1955～1960年——」（『同志社法学』70(3)、71-114頁、2018年9月）。

第1の世論へのアピールという点であるが、たとえば本稿で検討する女性政策についていえば、当事者団体や市民団体が請願や陳情、シンポジウムの開催、デモ活動などの社会運動を行うことで、世論の喚起をくりかえし試みていた。他方で、議員による国会での質疑は、政府側の答弁を引き出せるという点で注目度が高く、したがってメディアでの報道も盛んに行われる。無論、こうした野党議員の質疑が説得的であると判断されれば世論から新たな支持を獲得することになるが、非説得的だと判断されれば反発と不支持を招くことになる。いずれにせよ、質疑は野党政治家が世論を喚起する点で重要なツールといえよう。

第2の支持層へのアピールという点では、従前から女性政策に対して関心を持つ層に対するアピールにもなることはもちろん、自党（土井の場合であれば社会党）への既存の支持者へのアピールにもなる。くわえて、問題意識を共有する党内外の議員との連携を深めることにもつながるのである。

第3は政府へのアピールである。これは与党議員に対するものと官僚に対するものの2種類に大別できよう。与党議員に対してという点では、三木武夫の私設秘書を長くつとめた岩野美代治氏が、竹内桂氏によるインタビュー²⁵のなかで「土井さんが外務大臣だった三木〔武夫〕に質問をしました²⁶。それを三木が非常に評価した。土井たか子さんは、三木がなくなった後²⁷、三木夫人²⁸と意気投合して親しく交流させていただきました。夫人が土井さんと女性党を結成して衆院選に立候補することを考えるほど意気投合していました²⁹と指摘している。質疑を通した与野党議員の邂逅であり、三木が土井に対して高い評価を与えていたという興味深いエピソードである。同時に、(政府委員としての)官僚から答弁を引き出し、官僚へアピールできる点で、行政側からみた「政権担当能力」が推し量れる点でも、質疑は重要な意味を持つ。この点は本稿でも詳しく見ていきたい。

2. 初当選から勤労婦人福祉法制定へ

1969年12月の第32回総選挙において衆議院議員に初当選した土井は、年が明けた1970年には「1年生議員」として質疑に立つことになる。8名の女性衆議院議員のう

²⁵ 岩野美代治、竹内桂編『三木武夫秘書回顧録 三角大福中時代を語る』（吉田書店、2017年）。

²⁶ 三木が外相を務めていたのは佐藤栄作政権下の1966年～1968年にかけてであり、土井の衆議院議員初当選は1969年12月の第32回総選挙である。このため、外相時代の質疑ではなく田中角栄政権下で三木が副総理、環境庁長官をつとめていた際の公害対策並びに環境保全特別委員会における委員会質疑がきっかけだと思われる。

²⁷ 1988年11月没。衆議院での追悼演説は、当時の慣例から野党第1党の党首として土井が行っている。

²⁸ 三木睦子（1917～2012年）。土井も関与した「シンポジウム アジアの平和と女性の役割」呼びかけ人、国連婦人会会長、「九条の会」呼びかけ人など。

²⁹ 前掲、『三木武夫秘書回顧録』、410頁。

ちの1人であった土井であるが、早くも女性問題に言及し始めている。

1970年3月の地方行政委員会での質疑では地方税減税に関して「配偶者控除と基礎控除の差を見ました場合に、相変わらず二万円の差がつけられて」おり「所得は夫婦共同の所産」であるから「基礎控除並みに引き上げるべき」と主張する³⁰。「妻の座を高める税制を進めることは総理及び大蔵大臣がたびたびお約束をされているところ」であり、「所得税においてはすでにこのことはかなり実現されている」ものの「住民税におきまして相変わらず据え置かれていることは、明らかに妻の座を軽視するものじゃないかといわざるを得ない」と改善を要求する。あわせて「私は女性でございますから、こういう点はたいへん敏感でございます」³¹と述べ、女性議員としての立場から政府に対して対応を促した。質疑後の反対討論でも同様の主張を行うなど³²、税制面での男女間の不公平について指摘したのである。

さらに土井は、司法分野とりわけ裁判官への任官にあたって女性が直面している問題についても質疑を行う。1972年5月12日の法務委員会において、司法修習生の任官前に開かれている任官説明会で「現場の裁判所長が、女性判事補の配属を歓迎しないので云々というふうな表現の御説明があったやに伝えられている」³³がそれは確かなことかを政府に確認する。これに対し、最高裁判所長官代理人として答弁にたった矢口洪一³⁴（最高裁判所事務総局人事局長）は「これは私と申しますよりも、人事局長が毎年大体その時期に説明に参っておりますので、やはり女性の裁判官に対して、まあ一線の裁判所で必ずしも歓迎されない場合があるという趣旨のことは、申し上げておるかと思います」³⁵と事実上土井が指摘したかたちの説明がなされていることを認めるのであった。

これに対して土井は「最近、女性の各職場で結婚定年制や退職制ということが問題になってきており、「最高裁で、御承知のとおり、結婚定年制それ自身は公序良俗に反するという、民法の条文違反ということをはっきり言い切った判決」や「憲法違反とははっきり言い切っておりませんが、憲法十四条の趣旨にもこれはかなわないというふうなことを明らかにした判決」³⁶がくだされている点を指摘したうえで、政府の見解を求めている。すなわち、直近の司法判断からしても、任官説明会での人事局の説明には問題があるという指摘である。

ただし、矢口はこの後の6月1日、参議院法務委員会で佐々木静子から土井の質疑に

³⁰ 「第63回国会衆議院地方行政委員会議録第11号」（昭和45年3月27日）、6頁。

³¹ 同上。

³² 同上、21～22頁。

³³ 「第68回国会衆議院法務委員会議録第22号」（昭和47年5月12日）、13頁。

³⁴ 1985年～1990年まで第11代最高裁判所長官。御厨貴『後藤田正晴と矢口洪一 戦後を作った警察・司法官僚』（筑摩書房、2016年）。

³⁵ 前掲「第68回国会衆議院法務委員会議録第22号」（昭和47年5月12日）、13頁。

³⁶ 同上。

関連して再び見解を求められた際には「ただいま御指摘の土井委員の御質問がございまして、速記録にございますような御返事を申し上げておりますが、実はこのとき具体的に御指摘になりました昨年の十二月十七日でございましたか、私が司法研修所に参りまして、任官の説明をいたしましたその中のこととしては、そういう説明はいたしていないのでございます」「重ねて申し上げますけれども、私ども女性ということのゆえに当然その人が能力、識見において上のポストになり得るにかかわらず女性であるということのゆえにそういう立場につけないということは絶対にいたしてない」と述べ、土井との質疑での内容を事実上変更し、男女同権や男女平等への重要性を認識している旨の答弁を行っている³⁷。

このように、税制や司法分野での女性問題を取りあげた土井であるが、1972年5月には勤労婦人福祉法案の審議において質疑に取り組んでいる。勤労婦人福祉法案は社会労働委員会³⁸で審議され、そこでの土井の質疑や政府への要求は多岐にわたるものの、要点は大別して以下の3点であったといえる³⁹。第1に男女の賃金格差の是正、第2に女性労働者の保護規定の充実や明記、第3に保育所への財政措置である。

第1の男女の賃金格差について土井は「労働基準法の第四条〔男女の同一賃金〕という具体的な条文があるにもかかわらず」男女の賃金格差が男性100に対して女性が50にも満たない点を質疑で指摘する。さらに「男子の一〇〇の中身も物価の上昇に追いつかない賃金の中身であるからして、さらに女性は男性一〇〇に対して五〇にも満たない、半人前以下という取り扱いだ」⁴⁰と述べたで、提出された勤労婦人福祉法案が事業者の努力義務にとどまる点を問題視する。土井はこうした男女の賃金格差の原因として、女性にのみ適用される結婚定年制をあげつつ、こうした取扱を是正するためには法案で明記されている啓発活動だけでは不十分である点を指摘したのであった。土井は、罰則規定のある労働基準法ですら十分に守られていないなかで、法案によって実効性のある是正が可能かどうかを問うたのである。

第2の女性労働者の保護である。「必要な配慮」を講ずるという規定に対して、土井はつわりへの対応や労働軽減措置を具体的に列挙すべきであると主張した。さらに、育児休業における有給制や復職の権利保障を法案に明記すべきである点も主張している。復職の可否に対する不安が出産時の離職につながっているという土井の指摘に対して、労働大臣の塚原俊郎や政府委員として答弁に立った高橋展子（婦人少年局長）は、法案では原則として雇用が継続する旨が示されていると述べたうえで、有給制については中小企業の経営の現状をふまえたうえで労使間の協議に任せたとの答弁

³⁷ 『第68回国会参議院法務委員会会議録第20号昭和47年6月1日』、14～17頁。

³⁸ 委員長は森山欽司（1917～1987年）、栃木選出の自由民主党の衆議院議員、三木派。大平正芳政権で運輸大臣。森山眞弓の夫にあたる。

³⁹ 「第68回衆議院社会労働委員会会議録第26号」（昭和47年5月16日）6～17頁。

⁴⁰ 同上、6～17頁

を行っている⁴¹。

第3の保育所への財政措置である。土井は「勤労婦人にとって、育児に関する便宜の供与ということを考えた場合に、一番大事なことは何ですか。いまるおっしゃいましたけれども、一番大事なこと、これだけはどうしても問題にしてもらいたいという要求の一番多いものは何ですか」と問う。これに対して高橋は「勤労婦人が、自分が働いている時間、子供が安心して守られている、そのような状態の実現、つまり保育施設あるいは保育の便宜ということであろうかと思います」⁴²と述べる。土井は高橋の見解がその通りであると答えつつ、他方で、「児童の保育というものは児童福祉法によりまして、市町村と申しますか地方公共団体がその施設を設置し、事業を行なうということになっている」という保育の主体は地方公共団体であるという労働省および高橋の答弁や、保育施設については5カ年計画で整備を進めているとの厚生省の答弁に対し、土井は「いま、保育所がないために働くことができなくて、一人目はともかく二人目の子供ができたらもうどうにも職場をやめなきゃならないという場面に追い込まれている女性というのは非常に多い」「保育所さえあれば、保育所さえあればという悲鳴に似た声を私たちはよく聞きます」⁴³として、整備のさらなる加速や、財政措置の必要性を高めるために勤労婦人福祉法へ根拠条文として保育施設の整備を明記することを訴えたのである。このような質疑で取り上げられた論点は、いずれも現代に至るまで続くものといえる。男女雇用機会均等法の前身たる勤労婦人福祉法案の審議過程は、土井の女性政策に対する取り組みのなかで重要な起点になっていたのである。

3. 「国際婦人年」と「国連婦人の10年」のはじまり

1975年には、国連により同年を「国際婦人年(国際女性年)」とすることが宣言され、第一回世界女性会議がメキシコシティで開催された⁴⁴。さらに翌1976年から1985年までを「国連婦人の10年〔国連女性の10年〕」とすることが確認され、日本も女性の地位向上に対する具体的な取り組みが求められるようになる。

このような状況のもと、同年6月10日に開かれた、三木武夫首相以下全閣僚出席の衆議院予算委員会の席上、土井は「ことしは国際婦人年、私も女性の一人であります」

⁴¹ 同上、11～12頁。

⁴² 同上、13頁。

⁴³ 同上、13頁。

⁴⁴ この間の日本政府の対応および法改正の変遷については以下を参照した。内閣府男女共同参画局「第2章 国際婦人年(昭和50年)から平成元年まで」(“男女共同参画社会基本法制定のあゆみ”), https://www.gender.go.jp/about_danjo/law/kihon/situmu1-2.html, (最終閲覧日: 2026年1月5日)。

⁴⁵と述べ、三木に対して質疑を開始する。「国際連合では、この国際婦人年の世界会議を、来たる十九日から七月二日までメキシコシティで行うわけではありますが（・・・中略・・・）実際行動こそ大事」⁴⁶と述べ、政府に具体的な取り組みを促す。さらに、「外国の例を見ますと、民間人も起用しながら、しかし政府レベルですね。ある国では大統領、ある国では首相なども入って、こういう問題についての特別の委員会、諮問委員会あるいは協議機関というものを設けて」⁴⁷いる点を指摘し、「国内的にこういう問題を実施するのにについて、三木総理自身が主宰される特別の機関と申しますか、組織と申しますか、そういうものをお考えになっていらっしゃるかどうか」⁴⁸として、その姿勢をただしたのである。

これに対して三木は、直近の具体例をあげながら日本においても女性の活躍が目覚ましいものがあると述べたうえで、そうした活躍が「ただ線香花火みたいに終わってはいけない」と述べる。さらに「植木総務長官のもとに婦人懇談会というのを持って」おり、「ただ、メキシコに大会があって、それに代表が行くというような、何かそのときの行事だけでなしに、君のところで婦人年にふさわしい何らかの行動計画を立ててくれないか」「婦人問題懇談会の意見も徴しまして、これはこのことで、何かこのときにこういう計画はスタートしたんだというものが生まれれば、非常に意義がある」⁴⁹と行動計画や具体的な取り組みの開始について示唆する。さらに「やはりこれからの社会は、どうしても男女の協力がなければ均衡のとれた発展はできない」「そういう点で御質問の趣旨を体して、この婦人年の仕事にふさわしいような何らかの日本的な行動計画を立てるように努力をしてみたい」⁵⁰と述べるのであった。

対して土井は、「世界行動計画は十年計画ということでもありますから、おっしゃるとおりに、この国際婦人年というのは、ことし一年で、一つの行事で終わるものでは断じてないわけでありまして、ひとつそのことに対しての具体的な政府の行動をお組みくださるよう」⁵¹と返答する。

続いて、6月13日には「婦人問題」に関する初めての集中審議⁵²が開催される。大野明委員長のもとで開催された社会労働委員会には、国务大臣として田中正巳厚生大臣および長谷川峻労働大臣が出席し、「特に国際婦人年に際し、婦人に関する諸問題

⁴⁵ 「第75回国会衆議院予算委員会議録第24号」（昭和50年6月10日）、25頁。

⁴⁶ 同上。

⁴⁷ 同上。

⁴⁸ 同上。

⁴⁹ 同上。

⁵⁰ 同上。

⁵¹ 同上。

⁵² 前掲、「男女共同参画社会基本法制定のあゆみ」

について質疑」が行われたのである。同委員会には、政府委員として森山眞弓⁵³（労働省婦人少年局長）が、また委員外の出席者として久保田真苗⁵⁴（婦人少年局婦人課長）も出席していた。

国家公務員における男女格差、「婦人の地位委員会〔国連女性の地位委員会〕」での日本側の提案予定内容、具体的な法整備や予算措置、売春問題、銀行における女性行員の待遇、パートタイマー問題などをテーマとして、高橋千寿、金子みつ、田中美智子、栗田翠、岡本富夫、和田耕作らによって質疑が行われた後、土井も質疑に立つ。土井は国際婦人年にあたっての行動計画やそれを実行に移すための中心が不在である点を指摘している。外務省あるいは労働省が担当するとの答弁もあったものの、土井の質疑に対して田中厚生大臣から「どうも午前中からの質疑応答を聞いておりまして、大変客観的な物の言い方をして恐縮ですが、どうも政府全体のこの問題についての取り組みは甘かった」「問題に対応する各省庁はかなり分かれておるわけでございますので、そうした一元的な受けざらというものを設けない限り私は政策の前進は望めない」⁵⁵との見解を引き出したのであった。

同月には「国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位の向上を図る決議」が採択される。衆議院では栗山ひで（自民）、高橋千寿（自民）、金子みつ（社会）、土井たか子（社会）、小林政子（共産）、田中美智子（共産）、栗田翠（共産）、大橋敏雄（公明）、和田耕作（民社）の9名を提出者として⁵⁶、参議院では石本茂（自民）、田中寿美子（社会）、柏原ヤス（公明）、小笠原貞子（共産）、中沢伊登子（民社）、市川房枝（無所属）の6名を提出者として⁵⁷、提案されそれぞれ可決されることとなるのであった。

1976年10月には、土井は文教委員会において家庭科の共修問題を取りあげている。「現実には共学家庭科へ向かうよりもむしろ女子にとっての必修教科の実現に持ち込まれていっているというこの実情」⁵⁸を指摘しつつ、文部大臣の見解を問うなかで「肉体的条件においては差があるからこそ性別という問題がございすけれども、人為的に考えられる社会的役割、人為的につくられる社会的職種、これを肉体的条件なり生理的条件ということを経由にしながらお互いの任務分担を人為的に固定化していくということは、私はこれは問題が多いと思っています。本来間違いだと思っ

⁵³ 森山眞弓（1927～2021）。1950年労働省入省。労働省婦人少年局長をつとめたのち、自民党公認候補として参議院議員、衆議院議員。1989年、海部俊樹政権で内閣官房長官。宮沢喜一政権で文部大臣。2001年小泉純一郎政権で法務大臣。

⁵⁴ 久保田真苗（1924～2008）。1951年労働省入省。1983年から1995年まで参議院議員（社会党公認）。1993年、細川政権で経済企画庁長官。

⁵⁵ 「第75回衆議院社会労働委員会議録第21号」（昭和50年6月13日）、32頁。

⁵⁶ 「第75回国会衆議院会議録第28号」（昭和50年6月17日）、1-2頁、6頁。

⁵⁷ 「第75回国会参議院会議録第16号」（昭和50年6月18日）、596－597頁。

⁵⁸ 「第78回国会衆議院文教委員会議録第4号」（昭和51年10月27日）、12頁。

ている」⁵⁹と述べる。性別役割分業への明確な疑義を提示するのであった。

さらに、1977年、土井自身のライフワークとしても取り沙汰されることの多い国籍法改正に質疑でとりかかる⁶⁰。現行の国籍法が採っている父系優先血統主義を父母両系血統主義へと是正すべきである点や、帰化条件の男女差について指摘していた。国籍法改正の実現は1984年に実現するが、この間土井は外務委員会や法務委員会、予算委員会で毎年複数回にわたって質疑を行い、精力的に取り組んでいくのであった。

4. 女子差別撤廃条約の批准へ

女子差別撤廃条約への署名後の1981年2月、土井は予算委員会において「女性に関する施策ということにしば」⁶¹って質疑を行う。土井は「国内法制度の整備をいたします節、いろいろこれに対して手直しが必要な問題の一つに、たとえば国籍法の改正、それから教育における同一の教育内容、それからさらには女性に対して雇用平等も含めての労働条件の整備、こういう問題が大きな柱として浮かび上がってまいります」と指摘したうえで、これらは「五年を待たずに、やはりできるだけ早期に批准をするという方向での努力こそ肝要」である点を強調する。

そのうえで、各省庁が所管する課題をとりあげながら、伊東正義外務大臣、園田直厚生大臣、藤尾正行労働大臣、田中龍夫文部大臣、奥野誠亮法務大臣、渡辺美智雄大蔵大臣、亀岡高夫農林大臣らにつぎつぎと質疑を行っていく。園田厚生大臣が思わず「何でもおっしゃるとおりにいたしますと言うと甘いと言われますが、しかしこれもおっしゃるとおりでございます」と述べるほど、各閣僚からの答弁は批准を目指した国内法の改正を前提としたものであり、土井の指摘にも肯首するものだったのである。

こうした姿は「閣僚ナデ切り」⁶²とすら評された。さらに質疑終了後には、高橋〔久子〕労働省婦人少年局長や女性高級官僚が土井のまわりに集まり「『興味深い質問で、大変助かりましたわ』とエールの交換」が行われるなど⁶³、女性政策の推進を企図する労働官僚からの評価も高かったことが伺えるのであった。

同年3月の予算委員会分科会では、家庭科の必修化に関連して、教科用図書検定調査分科会の委員の男女比に対する質疑を行う。「検定の調査をする第一部会、国語、この委員は九名で女性がお一人。第二部会は社会、この委員は十七名で全員男性。それから数学は委員が七名、これまた全員男性。理科は委員は十二名、これは全員男性。音楽、委員は五名で、ただの一人も女性はいない、全員男性。それからさらに図

⁵⁹ 同上。

⁶⁰ 「第80回国会衆議院予算委員会第一分科会議録第2号」（昭和52年3月12日）。

⁶¹ 「第94回国会衆議院予算委員会第18号」（昭和56年2月26日）、14～20頁。

⁶² 『毎日新聞』1981年2月27日朝刊。

⁶³ 同上。

工、美術、書道という第六部会は、委員は七名、全員男性。第七部会、外国語、これは委員の数が六名で、やっとここで一人、女性。それからまた第八部会、保健体育、これは委員五名、全員男性」と委員の男女構成の偏りを指摘する。さらに「問題の家庭、職業、第九部会でございますが、委員の数十六名。家庭科は高校においては女性のみ必須だったはずですね。ここで委員は十六名中女性はたった一人、ほかは全部男性ですよ」「教科用図書分科会というのがありますが、これは十六名全員男性です。さらに教科用図書価格分科会、十一名全員男性です」⁶⁴ とのべ、こうした現状に対して文部大臣に見解を求めたのである。

答弁にたった文部大臣の田中龍夫は「〔土井〕先生の御指摘は、男が多過ぎて女性が少な過ぎるということだろう」と受け止めたうえで「いままでの長い過去の過程におきまして、女性の方々がそういう公的ないろいろな場に進出せられておいでになった数が非常に少ないということは、これは現実」であるが、ただし、「だんだんと人事の更迭の場合におきましては女性の進出した方を選考いたすようにいたしたい」との見解を表明する。ただし「統計そのものだけをとらえて女が少ないじゃないかとおしかりを受けましても、これは悪いのはみんな私が悪いんだ、こう申し上げればいいのかもしれないけれども、それは今後、追って直すということにさせていただきたいと思います」とも述べるのであった。

土井は「大臣をなじって私は言っているわけじゃいささかもないのです。ただ、大臣に申し上げたいのは、教科用図書というのは、学校教育の場でこの教科書によって教育が実施されるわけですから、非常に大切」であって「憲法の十四条から考えましても、教育の機会均等について保障のある部分から言いましても、この審議会は余りにも人員構成がへんぱじゃないか、これはやはり常識に考えてへんぱですよ」と男女比率の「偏頗」を厳しく指摘するのであった。さらに「これはやはりへんぱですから、大臣がひとつ努力をして、この委員の中身を考えてみよう、こうおっしゃって私はしかるべき」⁶⁵と、委員構成の男女比是正を明言するよう求める。

政府委員として答弁にたった三角哲生（文部省初等中等教育局長）は「土井委員の問題提起はよくわかるつもりでございますが、やはり審議会の委員でございますので、私どもはできるだけその面での有識者の方々から適任な方をお願いしたい」「頭から男性ばかりを集めようとかなんとか考えてそういう結果になった」わけではないと述べる。また、「女性の有識者で、私どもぜひお願いしたいというような適任者があれば、これはもううちうちよくなく委員にお願いするという態度をとりたい」との答弁を行う。土井は「有識者は男女ともにある、女性の有識者もこの中に参加をさせて

⁶⁴ 「第 94 回国会衆議院予算委員会第二分科会議録（外務省、大蔵省及び文部省所管）第 4 号」（昭和 56 年 3 月 3 日）、25 頁。

⁶⁵ 同上。

いかなければならないという認識さえあれば、このメンバーの顔ぶれは変わるはずなんです」⁶⁶と述べ、政府への提起を行いつつ、さらなる改善を促したのである。

1983年3月には、労働組合からの内部告発によって明らかになった採用時の女性差別文書問題を国会で取り上げる。問題はすでに一部の新聞紙上で報じられており、文書内では「女子社員」の採用にあたっての条件に容姿、思想、出身や家族構成などが言及されていたとされた。企業側は現在使用している文書ではないと釈明したものの、その表現には深刻な問題があったといえる。

土井はまず、採用時の差別や女子差別撤廃条約の規定について政府側に見解を問う。政府委員として答弁にあった赤松良子（労働省婦人少年局長）は、「先生の御指摘のように、労働基準法三条で採用時の差別を救えないというのは全くそのとおり」であって、「〔女子〕差別撤廃条約がもっと広く差別の撤廃について指摘をしていることもおっしゃるとおり」であると土井の指摘を肯定する。また、「行政指導をいろいろと、特に解雇についてあるいは定年退職の基準等につきましては非常に強力に指導」しているものの「なかなか法律的な根拠のないことでもございまして、十分にいかないということもまたそのとおり」と法整の必要性に言及する。さらに、今後の検討事項として各国の差別禁止法を参考にしつつ「先生の御指摘のような差別を禁止する法律、各国でいろいろと、いろいろな形でいろいろな名前ですすでにできておりますので、そういうことも十分検討をいたしているところ」と答える。こうした赤松の答弁は、結果として文書問題に対する土井の質疑の露払いに近い役割を果たすことになる。

当該文書についての政府側答弁として、赤松良子婦人少年局長は「ここの文言自体についてどう思うかということでございますならば、これ自体につきましては全くあきれ返るほかはないという感想でございます」との答弁を引き出し、大野明労働大臣からも「いずれにしてもまことに前近代的な文書」「局長のあきれ果てたという感想もむべなるかなという感じがいたします」⁶⁷と述べるなど、政府側からも懸念や憂慮を含んだ答弁を引き出す。

「再びこういうことが起こらないようにしていくためには、こういう問題に相当強く注目をし、喚起を促し、そして事実問題がある場合にはそれを具体的に指摘して、労働省から、こういうことはまかりならぬということを厳しくおっしゃっていただく行政措置が必要」⁶⁸

との土井の指摘に対しては、大野労働大臣は「こういうようなものがほかにあるかどうか調査した上で、そういう事例がどの程度あるかもわかりませんが、嚴重にこれからはこういうことはさせないようにしていく努力をしたい」とのべ、赤松も「御指

⁶⁶ 同上。

⁶⁷ 同上、5頁。

⁶⁸ 同上。

摘の点は、こういうことが起こらないようにますます啓発指導に努めてまいりたい」⁶⁹と述べるなど、政府の取り組みを約するのであった。

ここで重要なのは、土井の目的は、文書を作成した企業への批難ではなかった点である。土井が問題視していたのは、このような「採用時における男女差別」が現行法では防げないという点であり、「男女雇用平等法というものがつくられることが期待される」⁷⁰という議論にさらなる説得力を与えようとしていたのである。そのうえで、文書に対する政府側の見解・答弁を引き出すことで、社会に存在している旧来の意識の払拭や具体的な行動が求められる点を喚起したのである。

なお、1983年11月には、文書が人権を侵害する要素を含んでいたいことを認めたうえで再発防止を行う反省文が企業側から出され、労組側がそれを受け入れる形で問題は決着している⁷¹。

土井は、同年9月、政界を引退する田中寿美子と入れ替わるかたちで社会党副委員長に就任する。元労働官僚でもあった田中は、社会党では婦人局長をつとめ、女性政策の代表的な論客の1人であった。石橋政嗣委員長の体制下で、田中の後を継ぐかたちで副委員長に就任する人間には、その穴を埋めることが求められるのは自然であったし、この点で女性政策への取り組みは必須であったといえよう。土井はその点で田中の後任にふさわしい候補であったのである。

副委員長に就任した土井は国籍法改正に引き続き取り組んでいく。ただし、国籍法改正にあたっては、土井が国会提出を目指した「土井試案」が党内から反発を受けることもあった。土井試案は事実上二重国籍を認める内容となっており「あまりに進みすぎている」「精神は理解できるがまだ国情にそぐわない」との党内からの懸念があったほか、帰化要件の緩和についても異論がでる⁷²など、土井の目標とは異なる形で1984年に着地することとなる。

さらに先述の「男女雇用平等法」については、1972年に制定された勤労婦人福祉法が全面改正されるかたちで、1985年には男女雇用機会均等法として実現する。もちろん、制定にあたっては、各種規定が努力義務に留まるなど、同時代的な限界もあった⁷³

⁶⁹ この後、参議院でも関連する質疑がおこなわれている「第98回国会参議院予算委員会会議録第5号」（昭和58年3月12日）、13頁。

⁷⁰ 「第98回国会衆議院予算委員会第四分科会議録（厚生省及び労働省所管）第2号」（昭和58年3月5日）、4頁。

⁷¹ 『朝日新聞』1983年11月30日朝刊。

⁷² 『朝日新聞』1984年3月12日朝刊。

⁷³ 赤松良子は後年の回想のなかで「みにくいアヒルの子」や「小さく産んで大きく育てる」との表現を使って、後悔も述べている。同時に、雇用機会均等法の制定が女子差別撤廃条約の批准へとつながった点での意義も述べている。なお、雇用機会均等法は、その後の改正を経て「今や白鳥になった」とも述べている。「『女だてらに』と言われ続け 男女雇用機会均等法を立案」（日本放送協会『戦後史証言プロジェクト 日本人は何をめざしてきたのか2015年度「未来への選択」』、2015年5月7日）

ものの、翌 1986 年 4 月 1 日には施行されることとなる。

このわずか 2 ヶ月後の 1986 年 6 月 2 日、中曽根康弘首相は衆議院を解散し（死んだふり解散）、当初から予定されていた参院通常選挙とあわせ、戦後 2 度目となる衆参同日選挙に突入する。土井は社会党副委員長の 1 人として選挙戦にのぞみ、自身は再選を果たすものの、社会党は衆参で歴史的な大敗（自民党は結党以来の大勝）を喫する。

石橋委員長は責任をとって辞任するなか、結党以来の危機的な状況に陥った社会党は、後任委員長として土井に白羽の矢を立てるのであった。

おわりに

本稿で論じた点は以下の 3 点にまとめられる。第 1 に、土井の女性政策への取り組みを国会での質疑を体系的に分析することで明らかにした。土井は初当選以来一貫して女性政策に取り組んでいたのである。第 2 に、こうした取り組みを通して、政府への問題提示や世論喚起を行い、社会党内部で女性政策に取り組む姿が副委員長への就任につながっていった点を論じた。第 3 に、特に女子差別撤廃条約署名以降、批准にあたっての質疑においては、女性政策の推進を企図する政官の間に連携が生じていた点も明らかにした。

では、そもそも土井が女性政策に取り組んだのはなぜか。質疑のなかで繰り返し言及されたのは、日本国憲法が規定する基本的人権、とりわけ性別による差別の禁止の規定を実現するという土井の理念や思想である。憲法学者としての土井の矜持がそこには垣間見える。あわせて、自身が女性である点をしばしば言及することからもわかるとおり、女性政治家として取り組みを進めたいという内在的な理由も指摘できるだろう。

もちろん、1970～1980 年代にかけての社会変革は土井だけの働きによるものではなく、それ以前も含めた国内外の関係者すべての働きの結果である⁷⁴。ただし土井は、時運の赴くところ諦観していたわけではなく、政党政治家、野党議員としての立場から一貫して社会変革を試み続けていた点は重要である。女性政治家として女性政策に取り組むことで社会変革を試み、そのことが実際の社会変革をもたらし、さらに生じた変革が個人へとフィードバックされるかたちで女性政治家としての自らの地位向上にもつながる。このような社会と自己の相互作用を引き起こすことによって、女性初の政党党首である日本社会党委員長就任への道が切り開かれていったのである。

https://www2.nhk.or.jp/archives/movies/?id=D0001810328_00000(最終閲覧日：2026年1月5日)。

⁷⁴ 特に土井に対して課題を提示・示唆し、政策立案や質疑を支えた人的・組織的ネットワーク（政策スタッフ、秘書、ブレーン、当事者・市民団体、労働組合、党組織などが想定される）が存在していたはずであり、この点についてはさらなる実証研究を進める必要がある。仮にこうしたネットワークの存在が実証的に明らかになった場合、政官とあわせたトライアングルが形成されていた可能性も指摘できるだろう。